

生駒市選挙管理委員会告示第5号

生駒市選挙管理委員会の所管に係る生駒市情報公開条例施行規程を次のように定める。

平成21年3月31日

生駒市選挙管理委員会委員長 山本 清一

生駒市選挙管理委員会の所管に係る生駒市情報公開条例施行規程

生駒市選挙管理委員会が管理する公文書の開示等に関する規程（平成10年3月生駒市選挙管理委員会告示第30号）の全部を改正する。

生駒市選挙管理委員会の所管に係る生駒市情報公開条例（平成20年9月生駒市条例第31号）の施行に関し必要な事項については、生駒市情報公開条例施行規則（平成21年3月生駒市規則第2号）の規定の例による。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。